

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 27 年 1 月 15 日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 植村 一成
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アケイ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

国外転出時課税制度に係る所得税の修正申告・更正の請求

1. 現行税制では分割確定時の更正の請求は不可

国外転出時課税制度とは、1 億円以上の有価証券等を保有する居住者が国外転出する場合や非居住者が贈与・相続により有価証券等を取得した場合にみなし譲渡益課税等がされる制度です。(No. 444 参照)

被相続人の保有していた相続財産のうちに有価証券等が 1 億円以上あり相続人等のうちに非居住者がいた場合、被相続人の所得税の準確定申告をする際、みなし譲渡益について以下の通り申告することになります。

① 準確定申告期限（相続開始の日の翌日から 4 ヶ月以内）までに遺産分割協議が整った場合

→遺産分割協議により非居住者が取得することが決定した有価証券等についての被相続人に対するみなし譲渡益課税

② 準確定申告期限までに遺産分割協議が整わなかった場合

→法定相続分により非居住者が有価証券等を取得したものとして、その法定相続分に係る有価証券等についての被相続人に対するみなし譲渡益課税

相続税の申告期限までに遺産分割協議が整わなかった場合は、法定相続分により財産を相続したものとして申告をします。その後、遺産分割協議が整い、各相続人が取得することとなった財産が法定相続分と異なる場合は、遺産分割が行われた日の翌日から 4 ヶ月以内に更正の請求をすることができます。

しかし、所得税の更正の請求については遺産分割協議が整ったことを事由とする規定は設けられておらず、未分割の状態で準確定申告を行った場合、その後分割確定したとしても更正の請求をすることはできません。非居住者が有価証券等を相続により取得することがなくなったとしても、一度未分割の状態で準確定申告書を提出してしまうとみなし譲渡益課税は行われてしまっていたのです。

例えば、被相続人が相続発生時、有価証券を 2 億円保有しており、非居住者である相続人がいる場合（法定相続分は 1/2 とする）、未分割のときは被相続人の準確定申告について、2 億円×1/2=1 億円の有価証券に対して譲渡があったものとみなして所得税が課税されます。その後、遺産分割協議が整い、非居住者が有価証券を相続により取得しないこととなった場合についても、既に申告済みである 1 億円の有価証券等に対する譲渡所得税については課税されたままであり、更正の請求により税額の還付を受けることはできませんでした。

2. 平成 28 年度税制改正大綱により所得税についても更正の請求が可能に？

先日発表された平成 28 年度税制改正大綱により、未分割の状態で準確定申告を行った場合においても、遺産分割が行われたことや遺言書が発見されたこと、遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき額が確定したこと等の事由が生じた日から 4 ヶ月以内に税額が増加する場合等には修正申告書をしなければならないこと、税額が減少する場合等には更正の請求をできることとされます。

上記の例に沿って説明すると、一旦準確定申告により 1 億円の有価証券等に対するみなし譲渡益に対する所得税を納付、その後更正の請求をすることにより当初納付した所得税の還付を受けることができるのです。

これは平成 28 年 1 月 1 日以後に遺産分割等の事由が生じた場合について適用されることとなる予定となっております。(平成 28 年度税制改正大綱 Part III 国外関連 参照)

3. まとめ

国外転出時課税制度は平成 27 年 7 月 1 日より適用されており、同日以後に相続が発生して、4 ヶ月以内に遺産分割協議が確定せず、未分割状態で準確定申告書を提出した場合でも、平成 28 年 1 月 1 日以後に遺産分割協議が整い、税額が減少することとなったときは更正の請求をすることができるようになります。ただし、遺産分割協議が整ったことにより、所得税の税額が増加する場合には、修正申告が必要となり、追加で納税することになります。実務的には、相続発生から 4 ヶ月以内である準確定申告期限までには、一般的に遺産分割協議は終わっていないでしょう。よって相続財産に有価証券がある方については、たとえそれが同族会社の非上場株式であったとしても、相続人に非居住者がいる場合には、法定相続分の有価証券等に対して被相続人に対するみなし譲渡益課税の準確定申告が必要となります。また、相続財産である有価証券等に対しては相続税が課税されることにもなります。売却したわけでもなく、非上場株式の場合には譲渡することすらできないにも関わらず、多額の税金が発生するのですから、大問題です。こんなことが起こらぬよう相続までに手を打っておきたいものです。該当すると考えられる方は是非ご相談ください。